

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町の令和5年10月1日現在の65歳以上の高齢者人口は3,653人で、高齢化率は25.1%となっており、国の29.0%（令和5年4月1日現在）、北海道の32.8%（令和5年1月1日現在）に比べて低くなっていますが、今後は人口の減少・高齢化率の上昇が進んでいくことと予想されます。一方、海外投資によるホテル、コンドミニアムの建設が相次ぎ、宿泊施設の従業員の増加、北海道新幹線の開業に向けた建設従事者が増加しており、また、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、外国人観光客数が再び増加していくことが予想され、町民は今まで以上に多様性をもちながら、外国籍住民を含めた多様な人々との協働によるまちづくりが必要となってきます。

本町における俱知安町高齢者保健福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画として策定しており、第6期においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」、「在宅医療・介護連携の強化」、「地域ケア会議の推進」、「総合的な認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防の基盤整備」の5つの柱を重点的取組事項とした「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、基盤整備を進めてきました。第7期においては、「地域包括ケアシステムの深化・推進」をテーマに、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化に伴うインセンティブ制度の導入や医療・介護の連携推進を中心とした制度改正が行われました。第8期においては、社会福祉法等の一部が改正され、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、町の包括的な支援体制構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制整備等の推進などの見直しが行われました。

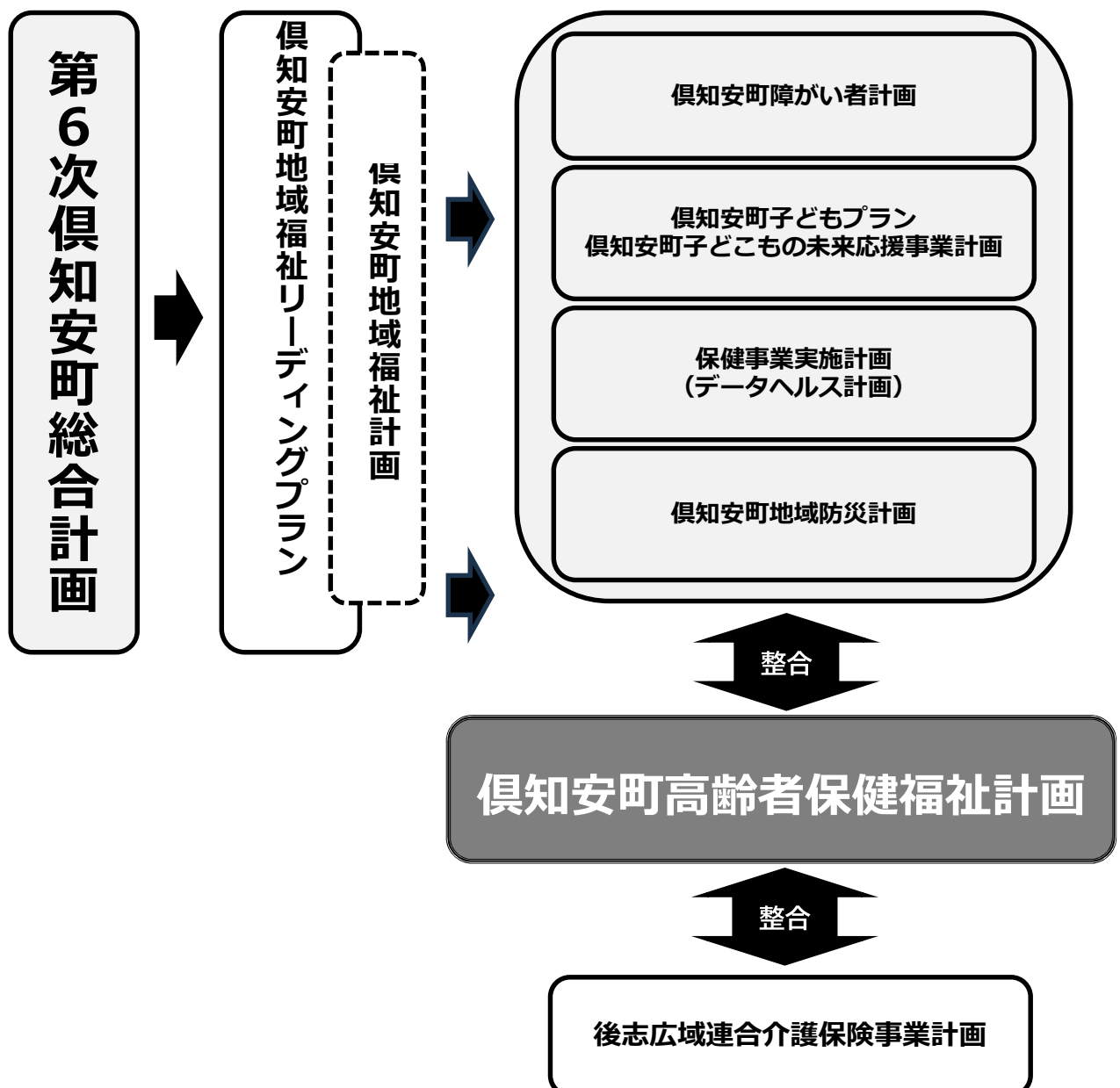
「第9期俱知安町高齢者保健福祉計画」では、本町の中長期的な人口動態や医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を適切に捉え、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制を確保するとともに、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進し、高齢者がいつまでも、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざし、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、本町らしい地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本町における本計画の位置付けは、「第6次倶知安町総合計画（令和2～13年度）」を上位計画とし、後志広域連合策定による介護保険事業計画や関連する町の保健・医療・福祉・教育分野の計画及び方針や、北海道が策定する医療計画や高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画と整合を図るものとし、倶知安町における福祉サービスの適切な利用の推進、事業の健全な成長、地域ぐるみの支援体制の構築などを目指して策定するものです。

■本計画と関連計画との関係



3 計画期間

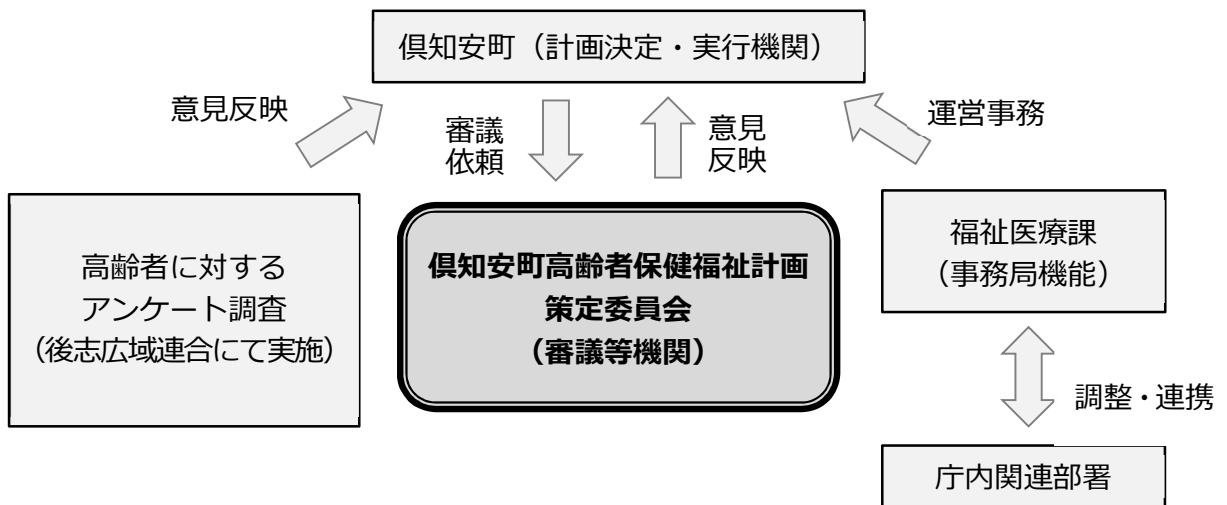
後志広域連合が策定する介護保険事業計画は3年を1期とする計画であり、本計画も令和6年度～令和8年度までの3年間の計画期間とします。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
				団塊の世代が75歳以上				
第8期倶知安町 高齢者保健福祉計画			第9期倶知安町 高齢者保健福祉計画			第10期倶知安町 高齢者保健福祉計画		
←			←			←		
第8期後志広域連合 介護保険事業計画			第9期後志広域連合 介護保険事業計画			第10期後志広域連合 介護保険事業計画		

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、庁内関係部署との連携・協力のもと計画の原案づくりを行うとともに、町民の意見を反映させるため、被保険者及び保健・福祉・医療の各分野の専門家、学識経験者等から構成される「倶知安町高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容の審議を行いました。

■計画策定体制のイメージ



5 日常生活圏域の設定

高齢者が要介護となっても住み慣れた地域で生活続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、町内全体を1つの日常生活圏域として設定しています。

6 介護保険制度改正の概要

(1) 介護保険制度改正の全体像

令和5年5月に、健康保険法等の一部が改正され、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずることなどが示され、介護情報基盤の整備、介護サービス事業者の財務状況等の見える化、介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務などの見直しが行われました。

【健康保険法等の改正の概要】

1. こども・子育て支援の拡充

- ・ 出産育児一時金の支給額を引き上げ
- ・ 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除

2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

- ・ 後期高齢者負担率の設定方法の見直し
- ・ 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整

3. 医療保険制度の基盤強化等

- ・ 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実
- ・ 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化
- ・ 退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止

4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

- ・ かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築

<介護保険関係>

- ・ 医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施
- ・ 医療法人や介護サービス事業者の経営情報の報告義務化、データベース整備
- ・ 地域医療連携推進法人制度について、個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みの導入
- ・ 計画の認定制度について、期限の延長

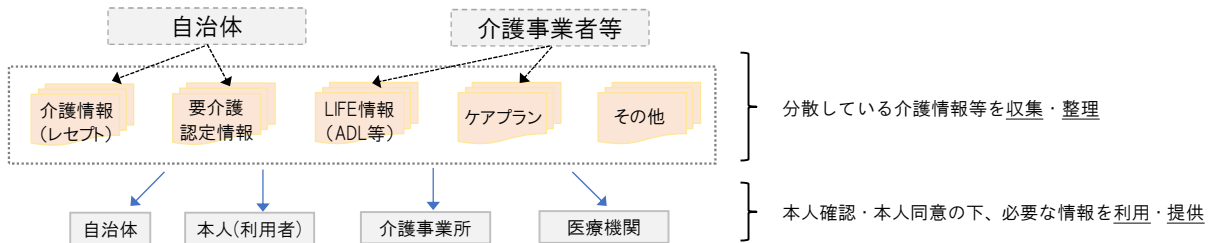
[出典] 社会保障審議会介護保険部会資料（厚生労働省）

(2) 介護情報基盤の整備

改正の概要

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散しています。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備します。
- 自治体においては、以下のような効果が期待されます。
 - 自治体**：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用できます。
 - 利用者**：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がります。
 ※さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待されます。
- こうした情報基盤の整備を、保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付けます。

■事業イメージ



[出典]社会保障審議会介護保険部会資料（厚生労働省）

(3) 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

改正の概要

- 介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設します。

(4) 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

改正の概要

- 都道府県を中心に一層取組を推進するため、都道府県の役割を法令上明確にする改正を行うとともに、都道府県介護保険事業支援計画において、介護サービス事業所等における生産性向上に資する事業に関する事項を任意記載事項に加える改正を行います。

(5) 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

改正の概要

- 看護小規模多機能型居宅介護（看多機）では、サービス拠点での「通い」「泊まり」においても看護サービスを一体的に提供可能であり、医療ニーズの高い中重度の要介護者の在宅での療養生活を支えています。サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進めていく必要があります。

(6) 地域包括支援センターの体制整備等

改正の概要

- 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大しています。
- このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図ります。